

特別徴収に切り替えることができる税額は、納期限を過ぎていない普通徴収税額に限り、既に納期限を過ぎていない納分の税額は、ご本人に納めていただくよう説明ください。

「普通徴収納期限」 第一期・六月末 第二期・八月末 第三期・十月末 第四期・一月末